

平成31・令和元年 林業における死亡労働災害（北海道内）

番号	災害発生日時等	年齢等	災害発生状況
31年 NO1	3月30日 午後3時頃	男 49歳 経験 12 年	<p>民有林皆伐現場において、胸高直径28センチメートル、樹高17メートルのトドマツをチェーンソーで伐倒作業中、くさびを打って伐倒木が倒れていく時に、蔓が上方で絡んでいたために、伐倒方向が変わり、近くで同じくチェーンソー伐倒作業中の被災者の頭部に直撃し死亡したもの。</p> <p>立入禁止、伐倒合図、周囲の状況確認に問題があったものと推測される。</p>
31年 NO2	4月11日 午前11時頃	男 38歳 経験 0 年	<p>被災者は、民有林で、同僚1名とともに、チェーンソーにより伐倒作業に従事していた。被災者が扱っていたチェーンソーの音が聞こえなかったため同僚が捜索したところ、仰向けの状態でクルミの木（胸高直径30センチメートル、樹高20メートル）の下敷きになっているところを発見されたもの。</p> <p>特別教育、単独作業、受け口・追い口に問題があったものと推測される。</p>
1年 NO3	5月8日 午後3時頃	男 52歳 経験 15 年	<p>交通事故。</p> <p>被災者は、道有林の造林現場で当日の作業を終え、帰社するため乗用車で国道を走行してところ、進行方向右側の町道から飛び出してきた乗用車が運転席に衝突し、運転者が搬送先の病院で翌日死亡したもの。助手席の同僚も軽傷を負った。</p>
1年 NO4	5月14日 午後2時頃	男 76歳 経験 40 年	<p>民有林の皆伐作業現場において、被災者はチェーンソーを用いて伐倒作業中、ナナカマドの木を伐倒したところ、当該伐倒木が被災者側に倒れてきて、被災者の腹部に激突したもの。被災者は、同僚が発見したときは会話ができたものの、容態が悪くなり、同日、搬送先の病院で死亡した。被災者に激突した伐倒木の胸高直径は18.5センチメートル、樹高16.6メートルであった。また、伐根に切り残し（ツル）はなかった。</p> <p>受け口、退避に問題があったものと推測される。</p>
1年 NO5	6月28日	男 57歳 経験 30 年	<p>交通事故</p> <p>国有林の間伐作業現場において伐倒作業を行うための道付け作業中、被災者2名が事前調査のため乗用車に乗り林道を走行していたところ、幅約4メートルの緩やかな左カーブに差し掛かった際、当該車両が道路右脇に逸脱し勾配約50度の崖を約47メートル転落したもの。被災者は車外に投げ出され、斜面の中腹と転落した車両の脇でそれぞれ倒れているところを下請事業場の労働者に発見された。（被災者は、車両を運転していた。）</p>
1年 NO6	6月28日	男 48歳 経験 15 年	<p>同上</p> <p>（被災者は、助手席に同乗していた。）</p>

1 年 NO7	7月12日	男 49歳 経験 22年	被災者は、国有林内において、掘削バケットが付いた車両系木材伐出機械（伐木等機械・フェラバンチャー）を操作して、支障木を伐倒しながら作業道の造成作業を行っていたところ、勾配約40度の斜面から機械とともに滑り、約20メートル転落し、地面と機械のキャビンに挟まれた状態で発見されたもの。シートベルトは使用していなかったものと推測される。
1 年 NO8	12月27日	男 61歳 経験 10年	被災者は、民有林の間伐作業において、かかり木から8メートル離れたところで、チェーンソーを素養して樹高26メートルのカラマツの伐木作業中に倒れてきたかかり木（カラマツ、樹高27メートル、胸高直径30センチメートル）の下敷きとなったもの。